

実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求める全国署名

国をはじめ、各都道府県や政令都市による教育条件整備において、実験・実習教育の充実が図られることは、子どもたちの知識・技術・技能の習得のみならず、探究心、思考力、判断力、表現力など豊かな情操が養われ、子どもたちの生きる力と日本の未来を切り拓くためには極めて重要なことです。

しかし、学校現場では授業に必要な実験器具や実習装置をはじめ、それらに関連する施設・設備の整備や更新に必要なとされる予算が、まだまだ十分に確保されていない状況です。こうした現状に、子どもたちの「学び」の保障として、実験・実習教育を含めた教育予算全体の増額が強く求められています。

また、高等学校や特別支援学校、障がい児学校には、教科に関する専門知識や高度な技術を有した多くの「実習助手」が勤務していますが「教育公務員特例法」（第一章・第2条2）の「教員」定義において「実習助手」が教員に含まれていないため、子どもたちへの教育活動に制限が加えられ、学校行事や課外活動の業務が認められないなど、子どもたちに不利益が生じています。さらに「学校教育法」（第60条4項）で、職名が「実習助手」と定められていることから、校務分掌における配置や学校運営に支障をきたしています。教員不足が深刻な社会問題となる中で「実習助手」を「教員」の定義に含めること、希望するすべての「実習助手」に教員免許取得の制度を確立することは、教育条件整備にも繋がります。

現行制度において文部科学省は「『実習助手』は必要な職」「教科にかかわって教諭を助ける以外に職務内容の制約はない」と「実習助手」の職務について一定の理解を示しながらも、教育公務員特例法の「教員」定義で「実習助手」が教員に含まれていないことから「『実習助手』が教員かどうかについては二アリーイコール（≒）である」との認識を示し、現行制度の矛盾が晒されました。これらをはじめ、長年にわたり放置されてきた「実習助手」制度に対する様々な矛盾を解消するためには、現行「実習助手」制度の法改正が急務です。

私たちは以上の観点に立ち、どの子にも充実した実験・実習教育がおこなわれるよう、あわせて「実習助手」の教員としての地位確立が実現されるよう、下記事項を強く要請します。

記

- 実験・実習の充実に向けた教育予算確保、および施設・設備の整備や更新に必要な予算措置をすること。
- 実験・実習を伴う全ての教科で、実験・実習が少人数（グループ単位）でおこなえるよう、「実習助手」を含めた教員全体の「標準法」を改善し、それらに係る予算措置をすること。
- 教育公務員特例法施行令の改正により、教育公務員特例法の教員定義に「実習助手」を含めること。
- 学校教育法第60条に定められている「実習助手」の職名を、「助手」ではない職名に法改正すること。
- 理科実習助手、特別支援学校実習助手の、高等学校一種免許状取得に向けた法整備をすること。
- 教員免許法認定講習等により高等学校一種免許状を取得した「実習助手」が、教諭定数枠への「教諭」任用が促進されるよう、各都道府県教育委員会ならびに各関係機関へ通達・通知を発出すること。
- 現行「実習助手」制度の是正に向け、学校教育法、高等学校設置基準、特別支援学校設置基準、高校標準法などの関連諸法規改正をおこない、現在の教育環境に即した教員の一元化教育条件整備をすること。

お名前	住所（〇〇市 〇〇町 △△番地 ←番地までご記入ください）
	都 道 府 県

※上記個人情報、文部科学省へ提出する以外には使用しません。

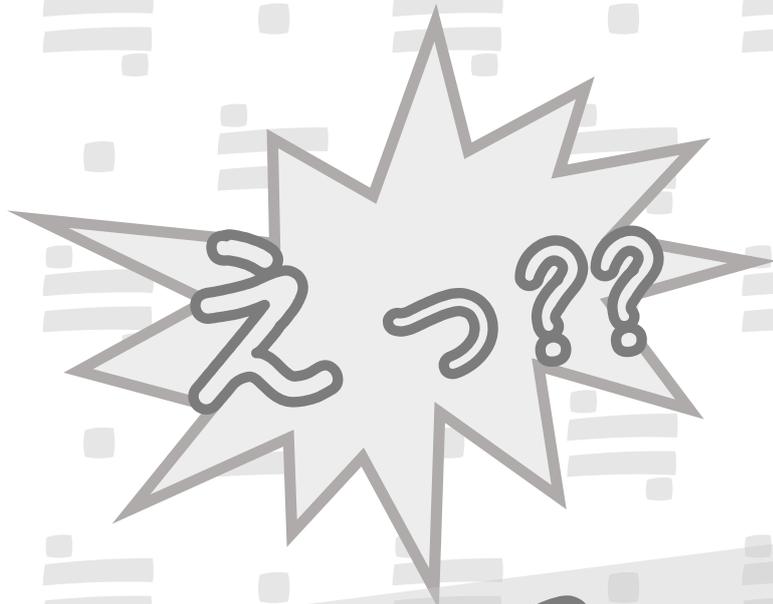
2026年1月30日（金）締め切り

取り扱い団体

全日本教職員組合・教組共闘連絡会・全国高校組織懇談会

（

）



実習教員って

ニアリー
イコール(ニ)

教員!!!

文部科学省いわく